



いわき市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

令和 8 年 3 月
いわき市



1. 計画策定の趣旨・位置づけ

(1) 感染症危機への備え

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、おおよそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機に備えより万全な体制を整えることが重要である。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と政府行動計画

平成21年の新型インフルエンザ対応の経験を踏まえ、平成24年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定。平成25年6月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が作成された。

新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題を踏まえ、令和6年7月、政府行動計画が全面改定。

■本市の行動計画の改定

平成26年、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市行動計画を策定。

全面改定された政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性を図りながら、市行動計画を改定。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3. 改定のポイント(計画改定の方針)

(1) 改定された政府行動計画や県行動計画に基づき、市計画を改定

➤ 幅広い感染症に対応

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に中長期的に複数の波が来ることも想定

➤ 柔軟かつ機動的な対策の切替え

状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等)に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替える

➤ 発生段階の考え方

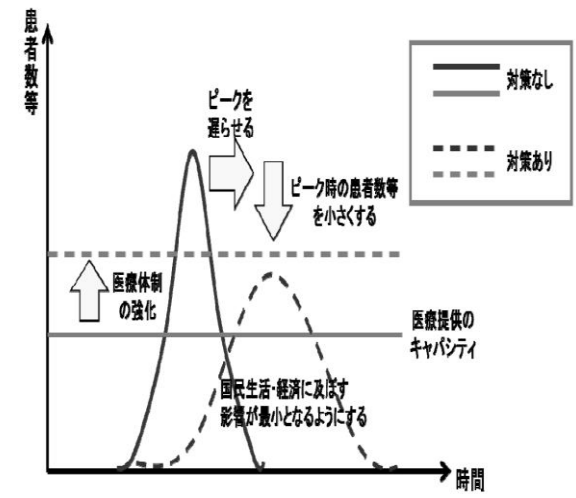
全体を3期(準備期・初動期・対応期)に分けて記載。準備期の取組を充実

➤ 対策項目の充実

7項目だった対策項目を13項目に拡充

(2) 感染症危機に対する平時の備えに努める

(3) 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた計画とする



4. 対策の骨子(13項目)

(1) 実施体制

▶新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県計画を踏まえた市行動計画の作成・変更 ・ 業務継続計画の作成・変更 ・ 新型インフルエンザ等の発生前に備えた訓練の実施 ・ 国、県、関係機関及び庁内連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部が設置されたときは、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置し、対策の準備を進める ・ 迅速な対応の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・ 県と連携したまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の総合調整

(2) 情報収集・分析

▶新型インフルエンザ等の発生前から、国、県、医療機関等と連携し、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県等と連携した情報収集体制の整備 ・ 感染症専門人材の育成や訓練の実施及び人員の確保 ・ DX推進を踏まえた迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等が行うリスク評価に基づき、県と連携し、講ずるべき対策を迅速に判断し実施 ・ 国の感染症情報・分析から得られた情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・分析に基づくリスク評価を実施 ・ 国の方針も踏まえ、地域の実情に応じて積極的疫学調査内容を見直すなど柔軟かつ機動的な対策の切り替え

(3) サーベイランス ※感染症の発生状況(患者や病原体)のレベルやトレンドを把握すること

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県と連携した感染症サーベイランスシステムの活用 ・ 季節性インフルエンザや新型コロナ等、急性呼吸器感染症の流行状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の全数把握など有事のサーベイランスの開始 ・ サーベイランスから得られた情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等と連携し、流行状況に応じたサーベイランスを実施(実施方法の切替) ・ 流行状況や国が行うリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替え

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ▶科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、受け手に応じた情報提供・共有、双方向のコミュニケーションに努める。
- ▶健康相談機能を有するオンラインヘルスケアアプリの活用など、市民の不安の解消等に努める。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく貢献することについての啓発 ・偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発 ・コールセンター等を設置する準備を進め、日本語が十分でない外国人等への適切な配慮など双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県と連携した感染状況等の公表 ・可能な限り科学的根拠等に基づく情報提供 ・（時期やリスク評価に基づき実施する）対策をわかりやすく説明

(5) 水際対策【新設】

- ▶市は、検疫所が実施する訓練に参加する等、県や医療機関等と連携し、国の実施する水際対策に係る体制整備に協力する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施を通じた検疫所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所との情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた検疫所との連携 ・必要に応じ国に対し健康監視の実施要請

(6) まん延防止

- ▶市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象となった場合、国・県と連携し、適切に対応するとともに、市民や事業所等の理解促進に努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及及び有事の対応等の理解促進 ・高齢者施設等ハイリスク施設における集団感染時の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認 ・業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等と連携した患者、濃厚接触者の対応 ・基本的な感染対策の徹底やテレワーク等の勧奨・要請 ・病院施設等における感染対策の強化 ・国や県が感染リスクが高まる場所等への外出自粛等を要請した時などは、適時適切な対応に努める

(7) ワクチン【新設】

▶市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制構築の平時の備え ・わかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解を促進 ・国が整備するシステム基盤との連携によるDXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給量、接種の実施方法等予防接種に係る積極的な情報収集、提供・共有 ・接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 ・副反応を含めた相談対応体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期・初動期に構築した接種体制の継続的な整備 ・接種体制の拡充 ・予防接種に係る情報提供・共有及び初動期に整備した相談体制の継続

(8) 医療

▶市は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となる県と連携し、地域の医療提供体制の整備に協力する。

▶連携協議会や地域医療会議等の場を活用し、病床確保の適正化や医療機関との連携等について、県とともに確認していく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・県を司令塔とする感染症医療提供体制の整備に協力（連携協議会や地域医療会議等の活用） ・感染症医療の提供案内を行う相談センターの整備に必要な準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの感染症に対する情報について医療機関等に周知 ・感染症医療提供体制及び受診方法について市民等に周知 ・検査体制や相談センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症医療提供体制及び受診方法（変更）の周知 ・県の方針に基づく療養調整への協力 ・相談センターの強化、迅速な入院調整の実施 ・移動手段確保、救急車適正利用の周知

(9) 治療薬・治療法【新設】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、国・県・大学等の研究機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県と連携し、医療機関と連携し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と連携し、医療機関や薬局に対し、治療薬等の適正使用を要請

(10) 検査【新設】

- ▶ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。
- ▶ 新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備し、状況の変化に合わせて、検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体の適正な管理や検査の精度管理、検体の搬送を含む訓練の実施等による検査体制の維持・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査体制の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査体制の維持

(11) 保健【新設】

- ▶ 国、県と連携し、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の感染症有事体制を構成する人員確保 ・ 研修・訓練等を通じた感染症対策にかかる人材育成・連携体制の整備 ・ 感染症対策に必要な情報の収集を行い感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等による集団感染の発生状況の把握など有事体制への移行準備 ・ 市民への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策（検査・サーベイランス／積極的疫学調査／入院勧告・措置／健康観察）の実施と見直し ・ 発生状況等に対する市民の理解の増進を図るため必要な情報を共有する

(12) 物資【新設】

▶感染症対策物資の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

準備期・初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄するとともに定期的に備蓄状況等を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄等の確認 ・感染症対策物資等の供給に関する相互協力

(13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

▶事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携や内部部局間での連携のため必要となる情報共有体制の整備 ・物資及び備蓄の勧奨 ・生活支援を要するものへの支援等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及びまん延防止措置により生じる心身への影響を考慮した施策の実施（メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防等、子どもの発達・発育に関する影響への対応等） ・高齢者等要配慮者等への生活支援 ・市民生活・地域経済の安定に向けた施策の実施 ・遺体の火葬・安置に係る関係機関との調整